

第1回 あわら市男女共同参画審議会

日時 令和5年7月18日(火) 19:00～
会場 市役所 1階 101会議室

< 次 第 >

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 会長、副会長の選出について

会 長 _____

副会長 _____

5 協議事項

(1) あわら市政策方針決定過程への女性の参画状況等について

資料1、2

(2) 令和5年度男女共同参画の推進に関する施策の実施計画について

資料3、4

(3) 第3次あわら男女共同参画プラン策定に係るアンケート調査の実施について

資料5、6

6 その他

7 閉 会

あわらし男女共同参画審議会委員名列

任期: 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

<50音順 敬称略>

区分	氏名	性別	摘要	
1 委員	上野 芳慶	男	関係団体	市男女共同参画推進市民会議委員長
2 委員	大倉 秀之	男	地域の代表	特別養護老人ホーム 芦原メロン苑施設長 特別養護老人ホーム 湯の町メロン苑施設長
3 委員	加藤 由紀	女	地域の代表	
4 委員	北川 恭子	女	知識経験者	前(財)21世紀職業財団 福井事務所長
5 委員	北川 邦子	女	地域の代表	女性消防団、防犯隊員
6 委員	佐藤 康裕	男	教育関係者	市校長会代表(細呂木小学校校長)
7 委員	高橋 浩一	男	企業関係者	レンゴー(株)総務部長
8 委員	谷口 美穂	女	知識経験者	坂井健康福祉センター 福祉健康増進課長
9 委員	土成 眞知子	女	地域の代表	
10 委員	中西 亮太	男	企業関係者	(株)金津村田製作所事務課シニアマネージャー
11 委員	能美 進	男	地域の代表	金津地区区長連絡協議会副会長
12 委員	長谷川 幸子	女	関係団体	市男女共同参画ネットワーク会長
13 委員	丸岡 加津枝	女	地域の代表	
14 委員	宗石 真哉	男	教育関係者	金津東小学校PTA

区分	役職	氏名
事務局	市民協働課	課長 藤田 由紀
		課長補佐 三上 芳弘
		主事 齊藤 由眞

○あわら市男女共同参画審議会規則

令和2年3月27日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市附属機関設置条例（令和元年あわら市条例第24号）第3条の規定に基づき、あわら市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、あわら市附属機関設置条例第2条第2項に定める担当事務のほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) あわら市男女共同参画推進条例（平成19年あわら市条例第19号）第9条第1項に規定する基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 教育関係者

(2) 企業関係者

(3) 地域の代表者

(4) 関係団体の代表者

(5) 知識経験を有する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会に、男女共同参画の推進に関する特別の事項又は専門的な分野について調査研究を行うため、専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、創造戦略部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

あわら市政策方針決定過程への女性の参画状況

1 市議会議員・行政連絡員 (R5. 4. 1現在)

区 分	総数	内 女性の人数	女性の割合	摘 要
市議会議員	16	2	12.5%	
行政連絡員(区長)	128	0	0.0%	

2 審議会等委員

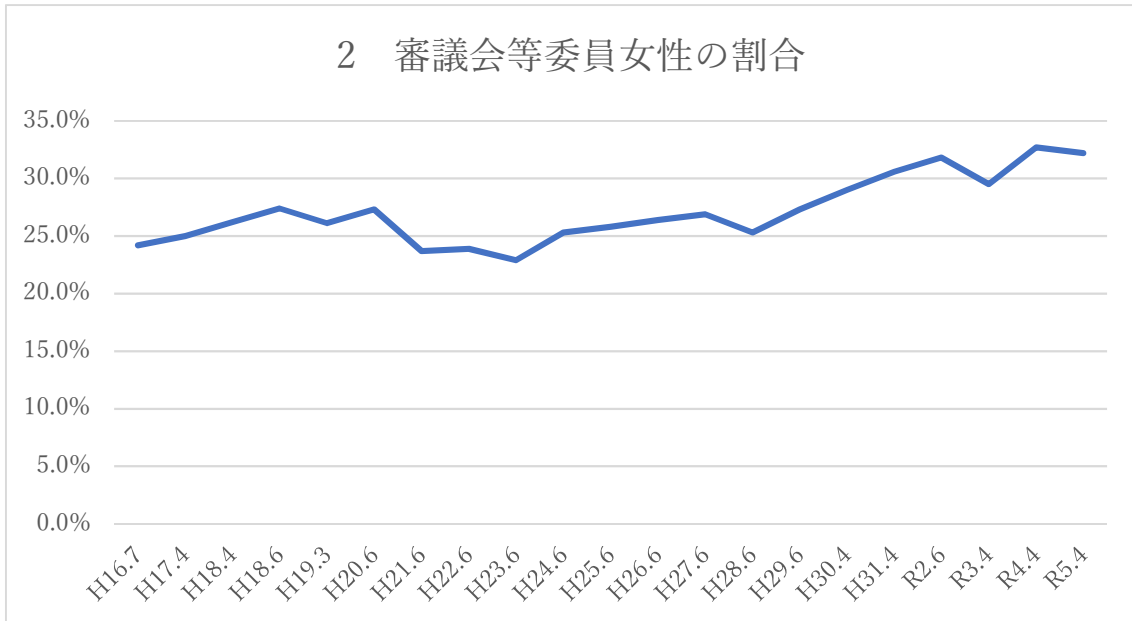
年 次	審議会等数	委員総数	内 女性委員数	女性の割合	前年比	30%超の 委審議会等	女性委員セ の審議会等	摘 要
R5.4	46	516	166	32.2%	-0.5	21	6	
R4.4	42	455	149	32.7%	+3.2	19	6	
R3.4	41	458	135	29.5%	-2.3	19	7	
R2.6	43	422	134	31.8%	+1.2	19	3	
H31.4	36	412	126	30.6%	+1.6	18	3	
H30.4	37	431	125	29.0%	+1.7	16	4	
H29.6	35	414	113	27.3%	+2.0	12	4	
H28.6	32	392	99	25.3%	-1.6	11	4	
H27.6	32	383	103	26.9%	+0.5	12	4	
H26.6	32	364	96	26.4%	+0.6	11	4	
H25.6	30	349	90	25.8%	+0.5	11	4	
H24.6	28	332	84	25.3%	+2.4	11	4	
H23.6	27	314	72	22.9%	-1.0	8	4	
H22.6	28	330	79	23.9%	+0.2	8	2	
H21.6	29	358	85	23.7%	-3.6	9	2	
H20.6	29	348	95	27.3%	+1.4	11	3	
H19.3	31	391	102	26.1%	-1.3	11	2	
H18.6	26	296	81	27.4%	+1.2	9	2	
H18.4	26	305	80	26.2%	+1.2	9	2	
H17.4	31	384	96	25.0%	+0.8	12	4	
H16.7	26	298	72	24.2%	—	9	4	

3 市職員

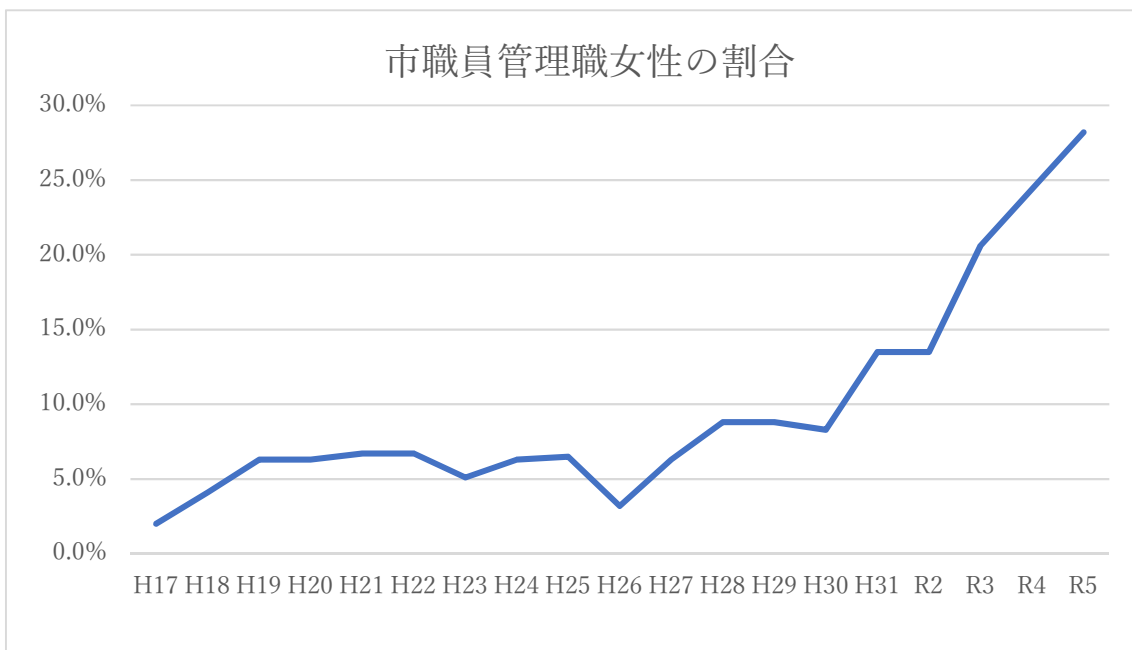
年	区 分	総数	内 女性の人数	女性の割合	前年比	摘 要
R5.4.1	管理職(7~6級)	39	11	28.2%	+3.8	総数332人(うち女性167人)
R4.4.1	管理職(7~6級)	41	10	24.4%	+3.8	総数298人(うち女性151人)
R3.4.1	管理職(7~6級)	34	7	20.6%	+7.1	総数300人(うち女性154人)
R2.4.1	管理職(7~6級)	37	5	13.5%	0.0	総数296人(うち女性147人)
H31.4.1	管理職(7~6級)	37	5	13.5%	+5.2	総数291人(うち女性149人)
H30.4.1	管理職(7~6級)	36	3	8.3%	-0.5	総数293人(うち女性149人)
H29.4.1	管理職(7~6級)	34	3	8.8%	0.0	総数282人(うち女性140人)
H28.4.1	管理職(7~6級)	34	3	8.8%	+2.5	総数272人(うち女性128人)
H27.4.1	管理職(7~6級)	32	2	6.3%	+3.1	総数271人(うち女性128人)
H26.4.1	管理職(7~6級)	31	1	3.2%	-3.3	総数275人(うち女性133人)
H25.4.1	管理職(7~6級)	31	2	6.5%	+0.2	総数275人(うち女性137人)
H24.4.1	管理職(7~6級)	32	2	6.3%	+1.2	総数267人(うち女性134人)
H23.4.1	管理職(7~6級)	39	2	5.1%	-1.6	総数274人(うち女性133人)
H22.4.1	管理職(7~6級)	45	3	6.7%	0.0	総数280人(うち女性135人)
H21.4.1	管理職(7~6級)	45	3	6.7%	+0.4	総数287人(うち女性142人)
H20.4.1	管理職(7~6級)	48	3	6.3%	0.0	総数297人(うち女性149人)
H19.4.1	管理職(7~6級)	48	3	6.3%	+2.2	総数314人(うち女性158人)
H18.4.1	管理職(7~6級)	49	2	4.1%	+2.1	総数343人(うち女性180人)
H17.4.1	管理職(8級)	50	1	2.0%	—	総数366人(うち女性195人)

あわら市政策方針決定過程への女性の参画状況

2 審議会等委員



3 市職員



あわら市における審議会等委員への女性登用状況表(区分毎)

目標 女性委員を35%超とする(令和7年度40%)

令和5年7月1日現在

No	審議会等	全委員 ①	うち女性委員		審議会 数	説 明
			現委員数 ②	割合 ③/①		
I	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び委員	30	6	20.0%	6	市の執行機関として、地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会及び委員。〔教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会〕
II	地方自治法第202条の3に基づく委員会	336	112	33.3%	29	市の附属機関として法律、政令又は条例の定めるところにより設置され、その担当する事項について調停、審査、審議、又は調査を行う機関。(地方自治法第202条の3)
III	要綱・規程等に基づく委員会	150	48	32.0%	11	市の付属機関として、市の要綱、規程等に基づき設置され、その担当する事項について調停、審査、審議、又は調査を行う機関(ごみ減量等推進員、食生活改善推進員等は除く)
	合計	516	166	32.2%	46	

I ★地方自治法第180条の5に基づく委員会及び委員

No	審議会等	全委員 ①	うち女性委員		任期	期 間	担当課	関係法令
			うち 充て職 による 委員数 ②	割合 ③/①				
1	監査委員 (市議会議員) (見識を有する者)	2 (0)	0	0.0%	2年	R5.7.1 - R7.6.30	監査委員事務局	地方自治法第195条 あわら市監査委員条例
					4年	R1.12.2 - R5.12.1		
2	選挙管理委員会	4 (0)	0	0.0%	4年	R2.6.8 - R6.6.7	総務課 (議会事務局)	地方自治法第181条 あわら市選挙管理委員会規程
3	公平委員会	3 (0)	1	33.3%	4年	R2.5.11 - R6.5.10	監査委員事務局	地方公務員法第7条 あわら市公平委員会設置条例
4	固定資産評価審査委員会	3 (0)	1	33.3%	3年	R4.5.11 - R7.5.10	監査委員事務局	地方税法第423条 あわら市固定資産評価審査委員会条例
5	農業委員会	14 (0)	2	14.3%	3年	R4.7.1 - R7.6.30	農林水産課	農業委員会等に関する法律第3条 あわら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例
6	教育委員会	4 (0)	2	50.0%	4年	R4.5.12 - R8.5.11	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条
						R1.5.12 - R5.5.11		
						R3.5.12 - R7.5.11		
						R2.5.12 - R6.5.11		
	小計	30 (0)	6	20.0%				

II ★ 地方自治法第202条の3に基づく委員会

No	審議会等	全委員 ④	うち女性委員		任期	期 間	担当課	関係法令
			うち 充て職 による 委員数 ⑤	割合 ⑥/④				
1	情報公開・個人情報保護審査会	5 (0)	0	0.0%	2年	R4. 5. 1 - R6. 4. 30	総務課	あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例
2	行政不服審査会	5 (0)	1	20.0%	2年	R4. 5. 1 - R6. 4. 30	総務課	あわら市行政不服審査会条例
3	防災会議	20 (15)	2→3	15.0%	2年	R4. 7. 1 - R6. 6. 30	総務課	あわら市防災会議条例
4	安全安心まちづくり委員会	14 (14)	3	21.4%	2年	R5. 3. 1 - R7. 2. 28	総務課	あわら市附属機関設置条例
5	行政評価外部評価委員会	8 (8)	3	37.5%	2年	R4. 8. 1 - R6. 7. 31	政策広報課	あわら市附属機関設置条例
6	まち・ひと・しごと創生推進会議	10 (10)	1	10.0%	5年	R4. 8. 2 - R9. 8. 1	政策広報課	あわら市附属機関設置条例
7	男女共同参画審議会	14 (6)	7→7	50.0%	2年	R5. 4. 1 - R7. 3. 31	市民協働課	あわら市附属機関設置条例
8	空家等対策協議会	14 (14)	2	14.3%	2年	R3. 4. 1 - R6. 3. 31	市民協働課	あわら市空家等対策協議会条例
9	国民健康保険運営協議会	12 (8)	4	33.3%	3年	R3. 4. 1 - R6. 3. 31	市民課	国民健康保険法第11条第1項 あわら市国民健康保険条例
10	環境審議会	13 (7)	2	15.4%	2年	R4. 4. 1 - R6. 3. 31	生活環境課	環境基本法第44条 あわら市環境基本条例
11	地域公共交通会議	27 (27)	3	11.1%	2年	R4. 4. 1 - R6. 3. 31	生活環境課	あわら市附属機関設置条例
12	老人ホーム入所判定委員会	6 (5)	1	16.7%	2年	R4. 4. 1 - R6. 3. 31	健康長寿課	あわら市附属機関設置条例
13	子ども・子育て会議	11 (8)	7	63.6%	2年	R4. 4. 1 - R6. 3. 31	子育て支援課	あわら市子ども・子育て会議条例
14	予防接種健康被害調査委員会	5 (5)	0→1	20.0%	2年	R4. 4. 1 - R6. 3. 31	健康長寿課	あわら市附属機関設置条例
15	食育推進会議	16 (16)	10	62.5%	2年	R4. 4. 1 - R6. 3. 31	健康長寿課	あわら市食育推進会議条例
16	農業者労働災害共済運営審査委員会	9 (5)	2	22.2%	3年	R3. 4. 1 - R6. 3. 31	農林水産課	あわら市附属機関設置条例
17	都市計画審議会	11 (7)	2	18.2%	2年	R4. 7. 10 - R6. 7. 9	建設課	都市計画法第77条の2第1項 あわら市都市計画審議会条例
18	景観審議会	10 (5)	3	30.0%	2年	R3. 8. 1 - R5. 7. 31	建設課	あわら市景観条例

◆ 地方自治法第202条の3に基づく委員会

No	審議会等	全委員 ④	うち女性委員		任期	期 間	担当課	関係法令
			うち 充て職 による 委員数	現委員数 ⑤				
19	民生委員推薦会	13 (13)	4→5	38.5%	3年	R4.7.8 - R7.7.7	福祉課	民生委員法第8条第2項 あわら市民生委員推薦会規則
20	教育支援委員会	20 (20)	15→16	80.0%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	教育総務課	あわら市附属機関設置条例
21	学校給食センター運営委員会	12 (8)	5→6	50.0%	2年	R5.4.1 - R7.3.31	教育総務課	あわら市附属機関設置条例
22	文化財保護委員会	7 (0)	0	0.0%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	文化学習課	あわら市文化財保護条例
23	社会教育委員	14 (10)	6	42.9%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	文化学習課	社会教育法第15条第1項 あわら市社会教育委員設置条例
24	図書館協議会	10 (4)	7	70.0%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	文化学習課	図書館法第14条第1項 あわら市図書館条例
25	公民館運営審議会	8 (8)	4→4	50.0%	2年	R5.4.1 - R7.3.31	文化学習課	あわら市公民館条例
26	郷土歴史資料館運営協議会	7 (0)	2	28.6%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	文化学習課	あわら市附属機関設置条例
27	スポーツ推進審議会	11 (5)	1	9.1%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	スポーツ課	スポーツ基本法第31条 あわら市スポーツ推進審議会条例
28	スポーツ推進委員	23 (0)	10	43.5%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	スポーツ課	スポーツ基本法第32条第1項 あわら市スポーツ推進委員に関する規則
29	住居表示審議会	1 (1)	0	0.0%	1年	R5.4.1 - R6.3.31	市民課	あわら市住居表示審議会規則
	小計	336 (229)	112	33.3%				

III ◆ 要綱・規程等に基づく委員会

No	審議会等	全委員 ④	うち女性委員		任期	期 間	担当課	関係法令
			うち 充て職 による 委員数	現委員数 ⑤				
1	男女共同参画推進市民会議	14 (0)	8	57.1%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	市民協働課	あわら市男女共同参画推進市民会議設置規程
2	要保護児童対策地域協議会	18 (18)	7→6	33.3%	2年	R5.4.1 - R7.3.31	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会設置要綱
3	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会	18 (16)	5→4	22.2%	2年	R5.4.1 - R7.3.31	健康長寿課	あわら市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱
4	地域ケア推進会議	12 (12)	5→4	33.3%	2年	R5.4.1 - R7.3.31	健康長寿課	あわら市地域ケア会議要綱
5	少年愛護センター運営委員会	15 (15)	1	6.7%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	文化学習課	あわら市少年愛護センター補導員及び少年愛護センター運営委員会要綱
6	母子保健推進員	11 (0)	11	100.0%	2年	R4.4.1 - R6.3.31	子育て支援課	あわら市母子保健推進員要綱
7	あわら市自転車活用推進委員会	16 (8)	4→3	18.8%	1年	R5.7.1 - R6.6.30	建設課	あわら市自転車活用推進委員会設置要綱
8	あわら市観光振興戦略推進委員会	13 (13)	3	23.1%	5年	R1.9.2 - R6.3.31	観光振興課	あわら市観光振興戦略推進委員会要綱
9	アフレア活性化委員会	14 (11)	3	21.4%	2年	R4.10.21 - R6.3.31	観光振興課	アフレア活性化委員会設置要綱

10	成年後見制度利用促進連携協議会	新15 (15)	5	33.3%	2年	R5.4.1 - R7.3.31	福祉課	あわら市成年後見制度利用促進連携協議会要綱
11	成年後見支援調整会議	新4 (4)	0	0.0%	2年	R5.4.1 - R7.3.31	福祉課	あわら市成年後見支援調整会議設置要綱
	小計	150 (112)	48	32.0%				

※「充て職による委員」には設置規則等に定められているもののほか、運用上慣習としてある特定の職から毎回委員を選任しているものも含めます。

令和5年度 あわら市男女共同参画推進計画（案）

〈表1 庁内活動計画〉

月日	事業名	摘要
年間	男女共同参画広報活動	
年間	男女共同参画啓発活動	
5/ 2(火)	男女共同参画の推進に関する実施計画入力	入力期間：5/2(火)～5/26(金)
6/ 1(木)	男女共同参画月間キャンペーン(ポスター掲示)	掲示期間：6/1(木)～6/30(金) 掲示場所：あわら市役所1階・ぜいたくスペース
6/ 1(木)	職員研修(パートナーシップ宣誓制度)	
6/14(水)	あわら市男女共同参画行政推進会議(第1回)	
7月中	審議会等への女性委員の登用促進	令和7年度末までに40%目標
11月中旬	女性に対する暴力をなくす運動(ポスター掲示)	
12/10(日)	第20回あわら男女共同参画のつどい ・表彰 ・講演会	主 催：あわら市 あわら市男女共同参画ネットワーク 場 所：中央公民館 参加者目標数：200人
12/10(日)	感謝状・図画作品展示	展示期間：12/10(日)～ 展示場所：中央公民館
1月上旬	推進計画に基づく施策の実施状況入力	
1月中旬	感謝状・図画作品展示	展示期間：1月中旬～ 展示場所：湯のまち公民館
1月中	あわら市男女共同参画行政推進会議(第2回)	
1月下旬	審議会等への女性委員の登用促進	令和7年度末までに40%目標
2月	男女共同参画アンケート 実施	

〈表2 市男女共同参画審議会活動計画〉

月日	事業名	摘要
7/18(火)	あわら市男女共同参画審議会(第1回)	
1月下旬	あわら市男女共同参画審議会(第2回)	

<表3 市男女共同参画推進市民会議活動計画>

月日	事業名	摘要
6/27(火)	あわら市男女共同参画推進市民会議（第1回）	
6月中	男女共同参画月間における啓発活動	あわら市男女共同参画推進市民会議推進委員に啓発物の送付
8月上旬	あわら市男女共同参画推進市民会議（出前講座・企業訪問）	
9月中旬	出前講座	
10月中旬	企業訪問	
11月上旬	あわら市男女共同参画推進市民会議（つどい）	
11月中旬	女性に対する暴力をなくす運動（11/13～11/24）における啓発活動	あわら市男女共同参画推進市民会議推進委員に啓発物の送付
11月下旬	企業訪問	
12/10(日)	第20回あわら男女共同参画のつどい	市民会議啓発企画 「感謝状・図画作品入賞者にインタビュー！」

<表4 市男女共同参画ネットワーク活動計画>

6/22（木）	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会（第1回）	
6/24(土)	ふくいきらめきフェスティバル2023	場所：生活学習館 参加者数：16人
8/23（水）	市民大学講座	
8月下旬	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会（第2回）	
9月上旬	市議会傍聴	
10月上旬	視察交流会	
11月下旬	あわら市男女共同参画ネットワーク理事会（第3回）	
12/10(日)	第20回あわら男女共同参画のつどい	主 催：あわら市 あわら市男女共同参画ネットワーク 場 所：中央公民館 参加者目標数：200人以上
12/10(日)	感謝状・図画作品展示	展示期間：12/10(日)～ 展示場所：中央公民館
1月中旬	感謝状・図画作品展示	展示期間：1月中旬～ 展示場所：湯のまち公民館
2月中旬	広報部会	
2月下旬	県議会傍聴	
〃	選考委員会（赤十字奉仕団、民生委員、青年会議所、商工会）	
3月上旬	市議会傍聴	
3/15(金)	広報紙発行（委託事業）	

令和4年度男女共同参画の推進に関する審議会からの意見と令和5年度の活動方針

●基本目標Ⅰ 男女が共に築く「あわら」

○重点目標1 家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

①審議会評価：【A】

②審議会からの意見：

市民協働課での新しい取り組みとして、出前教室（あわらパパクッキング～てまきずしをつくろう！～）を見学したが、子どもが生き生きとして楽しそうに作っているのが良かった。複数回開催するなど、より多くの方に参加していただくと良い。

③今年度の活動方針

市民協働課において、今年度も引き続き出前教室を開催し、共家事の促進や、男性の家庭進出を図る。また、市内公民館での啓発物の配布等により男女共同参画推進に努める。

○重点目標2 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

①審議会評価：【B】

②審議会からの意見：

特になし

③今年度の活動方針

令和4年度から、あわら市における審議会等委員の女性登用率目標を35%と定めたが、数値を達成できなかった。令和5年度もあわら市における審議会等委員の女性登用率目標を35%以上とし、各課での啓発を促進する。（令和7年度までに女性登用率40%が目標）

○重点目標3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

①審議会評価：【A】

②審議会からの意見：

テーマは難しいが、いろいろな仕掛けをされており、ずっと続けていくことが大事である。

③今年度の活動方針

地域社会での男女共同参画意識の浸透を図るため、文化学習課において、男女共同参画をテーマとした講座を予定している。

男性が参加しやすい講座や性別を問わないテーマでの講座開講を検討し

男性参加率の増加を図る。

(令和5年度男女共同参画講座については、8月下旬開催予定)

●基本目標Ⅱ 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

①審議会評価：【B】

②審議会からの意見：

特になし

③今年度の活動方針

女性向けのキャリア研修及びビジネススキルアップ研修における職員参加を促す。

○重点目標5 女性の起業等に対する支援

①審議会評価：【B】

②審議会からの意見：

コロナを理由に事業を中止せず、積極的に事業に取り組んでいただきたい。

③今年度の活動方針

女性起業家の実体験や企業に関する実情についてのアンケート結果についてのパネル展示や、新規就農者への補助事業等の案内を実施する。

○重点目標6 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

①審議会評価：【B】

②審議会からの意見：

こどもの数の減少という社会的要因を踏まえ、啓発の仕方を考えていく必要がある。

③今年度の活動方針

市民協働課において、引き続き市内各学校等に「感謝状」「図画」作品の募集を通知し男女共同参画についての啓発及び意識の浸透を図る。

特に昨年度は応募数が減少してしまったことから、学校等関係機関の協力を求めるとともに、「感謝状」「図画」作品について周知・啓発を行うなど、応募数増加のに向けた取組みを進める。

●基本目標Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

①審議会評価：【B】

②審議会からの意見：

評価が下がった箇所については、原因を明らかにし、評価が上がるよう取り組むこと。

③今年度の活動方針

DV防止については、引き続き関係機関と連携しながら、適切な支援を受けることができるよう努める。

○重点目標 8 男女が思いやる健康づくり

①審議会評価：【B】

②審議会からの意見：

病院に二カ月に一回通院している患者がいるが、市の特定検診も受けないといけなのか。病院によっては、特定検診を絶対受けてほしいというところもあれば、用紙に記入するだけで良いところもあるため、統一していただきたい。

③今年度の活動方針

健康長寿課において、40歳以上の5大がん受診率をについて計画では45%以上を目標としていたが、受診率は30.2%であったため、令和5年度の目標率達成に努める。

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

①審議会評価：【A】

②審議会からの意見：

高齢化が進む中、危機感を持って活動されている実績があり良いと思う。

③今年度の活動方針

健康長寿課においては、高齢者の社会参加の促進を図るため、介護サポーター登録者数を29人、活動・訪問件数については、354回と計画している。

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

①審議会評価：【B】

②審議会からの意見：

防災は男女差なく意識して取り組んでいただきたい。

③今年度の活動方針

男女共同参画ネットワークや男女共同参画市民会議を通じての防災出前講習を実施する。

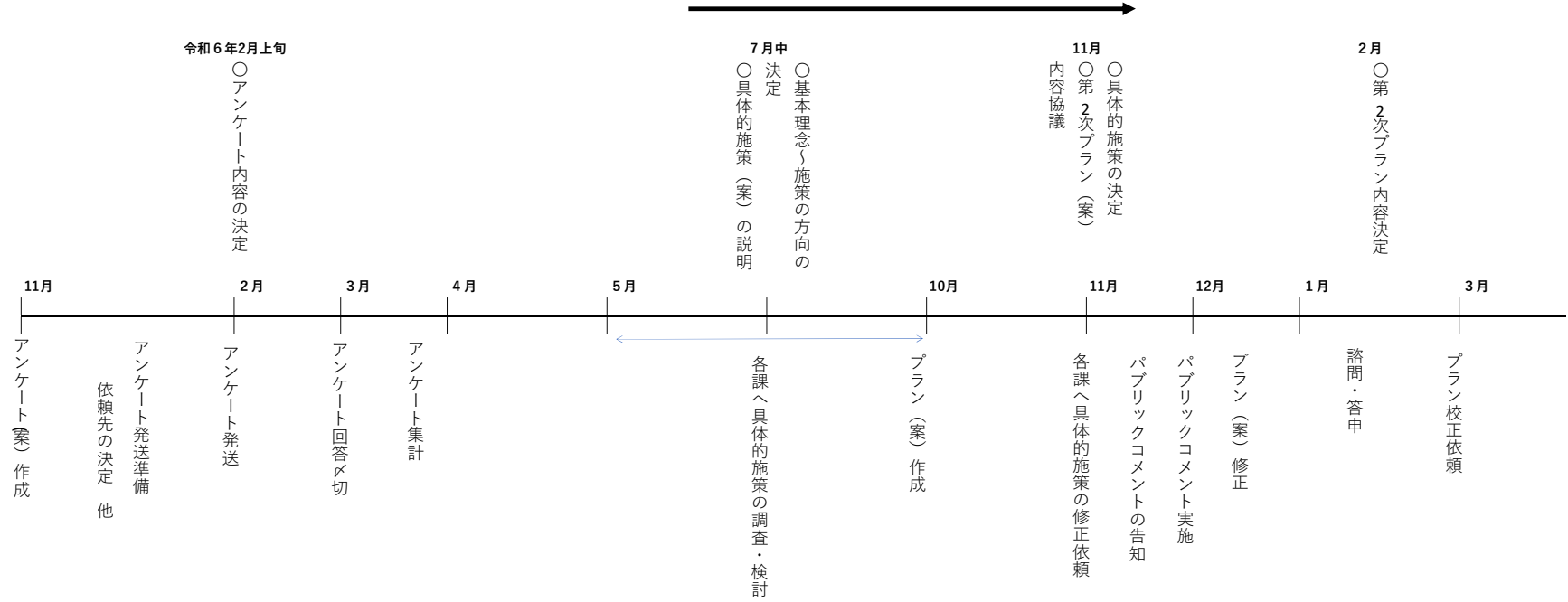
また、防災・防犯部門における更なる女性の参画を促進するため、防犯隊やあわら市防災士の会、消防団における女性メンバーの加入促進を行う。

■第3次あわらし男女共同参画計画策定に係るタイムテーブル

資料 5

(審議会・行政推進会議)

(事務局準備)



第2次男女共同参画プラン (H27)	第1次男女共同参画プラン (H17)
--------------------	--------------------

市民アンケート調査

・「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。	・「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。
	・男性が家事を分担することについて、どう思いますか。
・あなたは、次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。 (家庭生活、職場、学校教育、政治、地域活動、法律制度、しきたり慣習)	あなたは、一般的に次の①～⑥の項目で、男女平等がどの程度実現されていると思いますか。 (家庭生活の場、職場、学校教育の場、地域社会・慣習、政治の場、法律・制度上)
	・あなたは、金津町(芦原町)の行政に、女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。
	・あなたは、女性が仕事をするについてどのように思われますか。
	・あなたはセクシャルハラスメントについて、身近なところで聞いたり、経験したことがありますか。
	・あなたはドメスティックバイオレンスについて、身近なところで聞いたり、経験したことがありますか。
・あなたの住んでいるところでは、男性と女性を差別するようなしきたりや慣習はありますか。	
・あなたは、次にあげるような家庭内での仕事をどの程度されていますか。	・あなたは、家庭内の仕事をどの程度していますか。
	・あなたは、もし、自分自身に介護が必要になった場合、どのような介護の方法を望みますか。
・あなたがもし、体が不自由になったり、寝たきりになった場合、主にどなたに介護を頼みたいですか。	・あなたがもし、体が不自由になったり、寝たきりになった場合、主にどなたに介護を頼みたいですか。

事業所アンケート調査

	・次の事項について、男女差はありますか。
・役職別男女割合(課長相当以上、係長相当)	・女性の管理職の登用を行っていますか。
	・上記で行っていない、と答えた方で今後、女性管理職登用の意図はありますか。
・従業員への資質や能力の期待 (①積極性、②協調性、③指導力、④決断力、⑤責任力、⑥先見性、⑦企画力、⑧情報収集力、⑨専門的知識)	
・セクシャルハラスメント防止への取り組みを行っていますか。	・職場でセクシャルハラスメントのことについて、社員に啓蒙していますか。